

第7回 まちづくり法人国土交通大臣表彰

募集要項

平成29年11月

主催：国土交通省

共催：(公財)区画整理促進機構、(一財)国土技術研究センター、(公社)全国市街地再開発協会、(公財)都市計画協会、(独)都市再生機構、(公財)都市づくりパブリックデザインセンター、(一財)都市みらい推進機構、(一財)民間都市開発推進機構

事務局：国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室

1. まちづくり法人表彰の趣旨

これからの民間施設及び都市施設^{※1}を活用した地域のまちづくりにおいては、まちづくり法人^{※2}が中心となって、事業収入を確保しながら、その経営能力やコミュニティのつながりを活かして、持続的にまちづくりを推進することが期待されています。

国土交通省においては、都市の課題解決に取り組み、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる^{※3}先進的な取組を行っているまちづくり法人を表彰し、好事例として広く紹介することにより、各地のまちづくりに向けた取組が一層推進されることを目指しています。

※1… 都市施設とは、道路、公園緑地、河川、広場等の公共施設及び老人ホーム、子育て支援施設、多目的ホール、図書館、病院等の地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設をいいます。

※2…本募集要項において、「まちづくり法人」とは、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社、特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人含む）及び一般財団法人（公益財団法人含む）等をいいます。

※3… ここでいう地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための取組とは、住民・事業主・地権者等による以下のような取組をいいます。

- (例)
- ・ 街並みのルール策定及び保全
 - ・ 賑わい・交流イベント開催
 - ・ 環境向上及び美化・清掃活動
 - ・ 迷惑行為の抑制
 - ・ 空き店舗や空き家等の低未利用空間の有効活用促進
 - ・ 防犯性の向上促進
 - ・ 都市の総合交通連携及び低負荷交通の導入
 - ・ 新技術の導入や都市施設間の連携による省エネルギー化
 - ・ 水と緑のネットワーク化
 - ・ 住宅や都市施設の集約合理化
 - ・ 医療福祉施設の集約化による移動コストの低減及びサービス向上
 - ・ 情報発信及び提供、共同広告事業

2. まちづくり法人表彰の概要

「まちづくり法人表彰」は、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるまちづくり法人が中心となった先進的な取組を奨励・普及するため、地方公共団体や関係団体の協力の下、平成24年度に創設された国土交通大臣表彰制度です。

受賞者については、平成30年6月に開催予定のまちづくり月間の国土交通省行事において、表彰させていただくとともに、国土交通省ホームページや各種イベントにおいて広く紹介させていただきます。

3. 募集対象

- ・ 都市の課題を解決する先進的な取組を行っているまちづくり法人（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社、特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む）及び一般財団法人（公益財団法人を含む）等を募集します。
- ・ また、構成員に法人格を有する団体等を含んでいれば、法人格を有しない地域のまちづくりを目的とした協議会や有限責任事業組合等の場合でも、募集の対象になります。
- ・ なお、以下に該当する場合は、まちづくり法人表彰の募集対象外となりますので、ご注意ください。

- これまでに、今回の応募内容と同一の取組で、全国規模で行われている同様趣旨の他の表彰を受けている法人（取組内容の発展が確認できれば応募可能です。）
- 構成員が個人のみ若しくは法人格を有しない任意団体のみで構成されている場合

4. 募集期間

平成 29 年 11 月 30 日(木) ～平成 30 年 2 月 9 日(金)

5. 審査

応募資料をもとに、学識経験者等からなる審査委員会による審査を行った上で、選定いたします。

審査は、以下の観点により評価を行います。

- a) 【先導性】 全国の法人のモデルとなるような先導的な取組を行っていること
- b) 【公益性】 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するような公益的な取組を行っていること
- c) 【多様性】 まちづくり法人等の運営や活動にあたり、年代や性別に限らず地域の多様な者が関わっていること
- d) 【継続性】 まちづくり法人等の経営が自立性の観点から健全であり、継続的な取組を行っていること
- e) 【効果】 地域のまちづくりに対して一定の貢献をしているなど効果がある取組を行っていること

6. 賞の構成

審査委員会において、全国のまちづくりの取組のモデルとなる特に優秀な法人に対する国土交通大臣賞、及び「5. 審査」に記載する観点において特徴がある優秀な法人に対する審査委員長賞を決定し、表彰します。

なお、平成 30 年度からは平成 29 年度まで行われていた 3 部門の表彰を統合し、「まちづくり法人表彰国土交通大臣賞」として表彰を行います。

国土交通大臣賞 … 1 件
審査委員長賞 … 数件（審査委員会にて決定します）

7. 応募手続き

(1) 応募方法

自薦他薦は問いませんが、自治体からの推薦を受けることも可能です。

(2) 応募提出書類等

以下の書類等を期限内に提出してください。

《必須》

- ・ 候補者に関する基本情報 [様式 1] …書類 2 部
- ・ 応募用紙 [様式 2] …書類 2 部
- ・ 自己 PR 用紙 [様式 3] …書類 2 部（カラーのものは、カラー印刷をお願いします。）
- ・ 活動内容に関する写真及び地図 [様式 4] …書類 2 部
（印刷不要。300dpi 程度のものを 8 枚程度。解説を添えてください。）
- ・ 様式 1～4 及び写真や地図のデータが保存された CD-R…1 枚（法人名を記名してください。）

《任意》

- ・活動内容を説明するための自己 PR 動画

[動画の仕様]

- ・ Microsoft の Windows Media Player12 にてサポートされているファイル形式の、アスペクト比 16:9 (1280×800) とする。(参照：<https://support.microsoft.com/ja-jp/help/316992/file-types-supported-by-windows-media-player>)
 - ・ 実写、CG、アニメーション等表現技法は自由とする。(審査委員会にて、スクリーン投影して鑑賞することを想定して制作してください。)
 - ・ 本数は 1 本以内で、時間は 2 分以内とする。
 - ・ 動画の提出方法は DVD もしくはファイル転送サービスによるものとする。
- ※提出にあたっては、事前に事務局へ送付し、動作確認を行ってください。
※提出のあった動画は、まちづくり法人表彰の受賞者を決定するためにのみ使用します。

- 必要な書類をそれぞれ必要部数コピーしたもの及びこれらの書類データが保存された電子媒体。また、写真や動画を用いる場合については、撮影者、被写体の許可が得られていて、国土交通省がホームページやまちづくり月間のパンフレット等で公表してもよいものを提出してください。
- その他、活動内容や成果等が分かる資料の補足がある場合は、資料（パンフレット等）を各 10 部、2 点まで。法人名の記名を忘れずにお問い合わせいたします。
- 自治体からの推薦を受けられる場合は、様式 5 により、推薦を受けられることを確認し、同様式を応募書類に添付してください。
- 自治体からの推薦や自己 PR 動画については、審査の参考といたします。

(3) 提出方法

上記所定の応募提出書類に必要事項を記入し、コピーと計 2 部を用意して、書類データ（エクセルファイル）を保存して記名した CD-R 及び補足資料（パンフレット等）とともに、国土交通省まで郵送してください。FAX や、E-mail 等による提出は受付けておりません。

- 申込締切りはいずれも、平成 30 年 2 月 9 日（消印有効）です。なお、自治体によっては、2 月 9 日より前に、推薦の受付を終える場合がありますので、自治体にお問い合わせください。
- 応募提出書類の送付先
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省 都市局 まちづくり推進課 宛
封筒にはまちづくり法人表彰の応募と記入してください。
- 書類データ（エクセルファイル）は次の URL からダウンロードしてください。
URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000167.html
(国土交通省 HP ホーム→報道・広報→報道発表資料→都市関係→2017/11/30)

(4) 注意事項

- 提出いただいた資料や CD-R は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 必要に応じて、電話等による資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- 表彰式への出席等のために必要となる旅費は、お支払いすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- 審査結果の連絡については、5 月下旬に文章で通知するとともに国土交通省のホームページでまちづくり法人国土交通大臣表彰受賞者の公表をします。
- 審査に関する問い合わせや審査結果に対する異議申立には応じられません。

- ▶ 応募いただいた法人名や取組内容を、新聞、雑誌、インターネット等で公表することがあります。また、表彰されることになったまちづくり法人については、表彰式での取組紹介や、マスコミからの取材等にご協力をお願いすることがあります。

(5) 個人情報の取扱

応募者の個人情報は、審査及び運営に必要な範囲内で利用し、第三者へ提供することはありません。応募者の同意なく、利用目的を越えて利用することはありません。

(6) スケジュール

応募公募及び受付開始	平成 29 年 11 月 30 日
応募受付締切	平成 30 年 2 月 9 日 (消印有効)
審査委員会による審査	平成 30 年 4~5 月予定
審査結果公表	平成 30 年 5 月下旬
表彰	平成 30 年 6 月予定

8. 表彰

第 7 回まちづくり法人表彰国土交通大臣賞受賞者は、第 36 回まちづくり月間の国土交通省行事において表彰式を行う予定です。

日時：平成 30 年 6 月 (予定)

場所：国土交通省内 (東京都千代田区霞が関 2-1-3) 又は都内

9. 問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 官民連携推進室

高峯 (内線 32-514) 鈴木 (内線 32-553)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL : 03-5253-8111 FAX : 03-5253-1589